

原 安 第 4 1 0 号
令和元年(2019年)9月25日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団
団長 長谷川 照 様
「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団
幹事長 東島 浩幸 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問書に対する回答について

2019年8月20日付けで提出のあった質問書については、別紙のとおり回答します。

2019年8月20日付け質問書への回答について

2019年8月9日付け抗議文「事前了解に強く抗議し、撤回を求める」に対する佐賀県の見解（抗議の理由に対する見解も含む）を書面にて求める。

（答）

特定重大事故等対処施設の設置は、航空機によるテロなどに備え法令で義務付けられた原子力発電所の安全性、信頼性を向上させるためのものです。

- そのような施設であっても、県としては丁寧なプロセスを経て事前了解願いに対する判断を行うべきと考え、佐賀県原子力安全専門部会を開催するとともに、原子力規制庁に直接聞き取りを行うなどの確認作業を行いました。

その結果、8月9日に九州電力に対し事前了解の回答をしました。

事前了解に当たっては、九州電力に対し、

- ・施設設置については、適切な施工管理を行うこと。
 - ・常に緊張感を持って慎重の上にも慎重に安全対策に取り組むこと。
- を強く要請しました。

事前了解を撤回することは考えていません。